府　令

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四及び第百五十六条の六十五第二項の規定に基づき、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年八月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存） **第四条**　法第百五十六条の六十三第二項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　取引の執行の日時、取引に係る契約の評価の日時その他の取引に係る日時に関する事項 二　取引の当事者及び取引情報の報告者に関する事項 三　金融商品取引清算機関等による債務の負担、決済及び取引の識別に関する事項 四　取引における日数の計算方法、定期的な金銭の支払の周期その他の支払に関する事項 五　取引に係る契約の評価額及び評価手法並びに担保及び証拠金に関する事項 六　取引価格に関する事項 七　取引に係る想定元本に関する事項	（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存） **第四条**　［同上］ 一　取引の当事者である金融商品取引業者等が法人の場合にあっては商号又は名称、個人の場合にあっては個人である旨 二　新規、変更又は解除の別 三　契約の種類 四　約定年月日 五　取引の効力が生ずる日 六　取引の効力が消滅する日 七　次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める事項 イ　第六条第一項第一号に掲げる取引　次に掲げる事項 (1)　受渡年月日

(2)　売付け又は買付けの別（法第二条第二十二項第二号に掲げる取引にあっては、現実数値（同条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。）が約定数値（同条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。(3)において同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別）

(3)　約定価格又は約定数値

ロ　第六条第一項第二号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。）の別

(2)　オプションを付与する立場の当事者となるもの又はオプションを取得する立場の当事者となるものの別

(3)　オプションの対価の額

ハ　第六条第一項第三号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　当事者が元本として定めた金額及びその通貨の種類

(2)　当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等（法第二条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。(3)において同じ。）又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別

(3)　約定した金融商品の利率等又は金融指標

ニ　第六条第一項第四号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　当事者があらかじめ定めた事由（法第二条第二十二項第六号イに掲げる事由をいう。(2)において同じ。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別